

令和元年10月29日

静岡大学・浜松医科大学 財務担当 御中

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

令和元年度国立大学改革強化推進補助金（国立大学
経営改革促進事業）の交付決定通知書等の送付について

標記について、別添のとおり交付決定通知書等を送付いたします。

なお、本事業は貴学より令和元年7月19日に提出された「令和元年度国立大学改革強化推進補助金計画調書」に基づき、国立大学改革強化推進補助金に関する検討会による書面審査及び令和元年8月8日に実施されたヒアリング審査の結果に基づき採択されたものです。

本事業は、国立大学法人の統合等の内容が含まれた構想となっておりますが、令和元年7月12日付元文科高第228号「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」に記載のとおり、一法人複数大学制度を活用するに当たっては、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであることにご留意願います。

文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課長 淵上 孝

【参考】元文科高第228号令和元年7月12日

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）抜粋

2. 留意事項

① 今般の改正により、国立大学法人が二以上の国立大学を設置することができることとなるが、この「一法人複数大学制度」の活用により、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上を図ることが期待されること。また、当該制度を活用するに当たっては、関係大学はもとより、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであること。

令和元年度国立大学改革強化推進補助金(国立大学経営改革促進事業)への
申請に対する所見

国立大学法人 静岡大学、浜松医科大学 学長 殿

国立大学改革強化推進補助金に関する検討会

令和元年度国立大学改革強化推進補助金(国立大学経営改革促進事業)への申請について、検討会における審査の結果を踏まえ、下記のとおり所見をお示しします。

なお、採択された経営改革構想については、今後、毎年度の KPI の達成状況や下記所見の対応状況等を踏まえて、必要に応じサイト訪問を実施しながら、取組の進捗を確認(フォローアップ)することとしています。

また、その結果によっては、補助額の見直しや補助の停止もあり得ることにご留意ください。

記

(1)構想の卓越性

○優れた経営改革構想となっており、他大学のモデルとなることが大いに期待される。

(2)構想の実現可能性

○経営改革構想及び構想を実現するための取組は、これまでの実績等を踏まえ、実現可能なものとなっている。

(3)取組の継続性及び発展性

○経営改革構想を実現するための取組は、これまでの実績等を踏まえ、継続性・発展性が十分に担保されている。

(4)取組の実効性

○経営改革構想を実現するための取組が適切であり、効果的なものとなっている。

(5)成果目標設定の妥当性

○成果目標は、これまでの実績等を踏まえると、おおむね適切であるが、良好であるとまではいえない。

(6)本事業に対する姿勢

○経営改革構想は、経営改革の実現に向けて全学体制で臨む姿勢が強く感じられるものとなっている。

(別紙)

令和元年度国立大学改革強化推進補助金(国立大学経営改革促進事業)への
申請に対する所見

国立大学法人 静岡大学、浜松医科大学

(検討会の所見)

- 新しい枠組み(一法人複数大学制度)を使った計画になっていて、浜松地区における準備・実績がある。静岡地区においては、新しいコンセプトのもとで、先導的な教育研究・産学連携の展開も期待される。県東部に関する新たな配慮もされている。また、今後の県立大学などとの連携も視野に入れた計画である。
- 昨年度の構想に比して、デザイン志向のイノベーション拠点を目指す構想となっているなど、静岡大学のイニシアティブが全面に出てきたことは望ましい。
- まだ具体化の途中の構想もあるが、さらに県内自治体との協議を進めていただきたい。
- 浜松地区のメリットはよく理解できる。一方、未来社会デザイン機構での教育・研究の特徴(文理融合のメリット)については、今後明確にすること。現在の静岡大学が結果的に却って特徴のない大学になってしまうのではないかと懸念がある。
- 国立大学法人の統合を行うことが目標となっており、まだ中身が不安である。しっかりしたコンサルが必要である。
- 静岡県立大との連携について、具体的に進んでいるかどうか不明。
- 東部サテライトキャンパス構想は新味があり、この地域にとっての拠点になることが期待されるが、法人統合の次のステップとして考えられるものではないか。